

福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域来訪者受入体制構築事業
「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施」公募型プロポーザル 質問書に対する回答書

令和6年5月1日

質問項目	質問内容	回答
募集要領 2. 事業の概要 (1) 「事業費用」について	事業を行うにあたり新規に水耕栽培設備および廃棄農作物の実証実験に使用する資材等を購入する必要がある。新規購入機材の設備購入費も事業費に含めることは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、浜通り等15市町村（イノベ地域）外の方々が、事業を通じてイノベ地域との繋がりを持ち、復興支援、地域活性化、新たなビジネス展開、移住・定住等、様々な活動を継続的に展開することを目的とするものです。 ・この度、ご質問いただいた事業費の用途についても、上記の事業目的に沿うことが必要となります。 ・なお、事業実施のために必要と認められる経費については事業費の対象といたしますが、以下については事業費の対象外といたします。 *事業との関係性が薄いもの *設備・資材取得を主な目的とするもの
	次年度以降、資産として残るものは事業費として認められるか。例えば「店舗改修でエアコン等取付」。	・上記回答と同じ
募集要領 9. 企画提案書等の提出期限等 (2) ウ 「町村からの推薦書」について	檜葉町での活動を軸に事業提案を予定している。その際「町村からの推薦書」は檜葉町に加えて活動予定すべての市町村よりいただく必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・檜葉町からの推薦書は不要です。また、複数市町村で活動する場合においてもすべての市町村より推薦書をいただく必要はありません。 ・「町村からの推薦書」が必要なケースは、募集要領 2 (1) アに該当する場合です。 ・本事業の事業費は、通常550万円を上限としておりますが、特定復興再生拠点区域を含む6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）での活動かつ同町村と連携した事業（町村からの推薦書あり）の場合は、上限額が660万円になります。